資料 2-9

# 化管法におけるＭＳＤＳ制度の概要

## １．ＭＳＤＳ制度の概要

ＭＳＤＳ制度とは、化学物質の性状及び取扱いに関する情報を記載した化学物質等安全データシート（Material Safety Date Sheet）を当該化学物質の製造事業者から川下のサプライチェーンに属する使用者へと伝達する制度である。

化管法では、対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報（＝ＭＳＤＳ）の提供を義務付けている。

なお、化管法以外にも、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法においても、ＭＳＤＳの提供が義務付けられている。

＜化管法におけるＭＳＤＳの流れ（例）＞

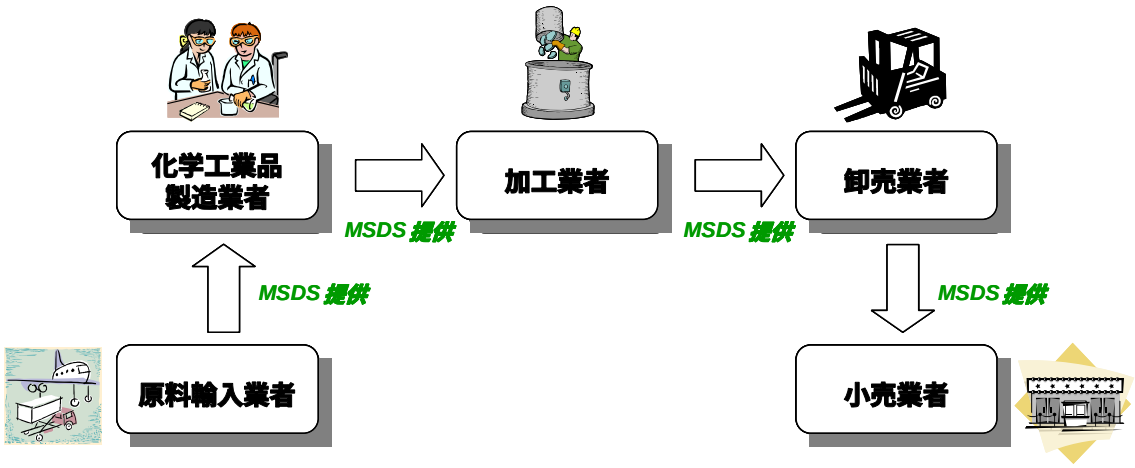


## 2．対象物質

第一種指定化学物質（３５４物質）と第二種指定化学物質（８１物質）を合わせた４３５物質がＭＳＤＳ制度の対象となっている。

## 3．対象事業者

ＭＳＤＳ制度では、ＰＲＴＲ制度と異なり、業種、常用雇用者数、年間取扱量の要件はなく、ＭＳＤＳ制度の対象となる４３５物質又はそれらを含有する製品（一部例外があり）を取り扱う全ての事業者にＭＳＤＳの提供が義務付けられている。

## 4．ＭＳＤＳの対象製品

対象化学物質を１％以上（特定第一種指定化学物質は0.1％以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品を MSDS の対象としている。

①事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ紛状又は粒状にならない製品
（例：管、板、組立部品など）

②指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
（例：バッテリー、コンデンサーなど）

③主として一般消費者の生活用の製品
（例：殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤など）

④再生資源（例：空き缶、金属くずなど）

## 5．ＭＳＤＳで提供する情報

ＭＳＤＳで提供する情報は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（MSDS 省令）において下記のとおり規定されている。

また、具体的な作成方法については JIS Z 7250「化学物質等安全データシート（MSDS）-第1部：内容及び項目の順序」によることを推奨している。

＜ＭＳＤＳに記載しなければならない事項＞

① 製品名、含有する対象物質の名称・政令番号・種類、含有率（有効数字2桁）
② ＭＳＤＳを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先
③ 化学物質が漏出した際に必要な措置
④ 取扱い上及び保管上の注意
⑤ 物理的・化学的性状
⑥ 安定性・反応性
⑦ 有害性・暴露性
⑧ 廃棄上及び輸送上の注意

＜その他、記載することができる事項＞

⑨ 有害性・暴露性の概要
⑩ 応急措置、火災時に必要な措置、労働者に対する暴露防止措置等
⑪ 適用される法令
⑫ ⑨～⑪の他、ＭＳＤＳを提供する事業者が必要と認める事項

# ＜ＭＳＤＳの記載例（トリクロロエチレン）＞

作成日 1995 年 5 月 16 日
改訂日 2001 年 1 月 25 日

化学物質等安全データシート（性状取扱情報）

1. 製品及び会社情報

| | |
|---|---|
| 製品名 | トリクロロエチレン |
| 会社名 | 霞が関工業株式会社 |
| 住所 | 神奈川県横浜市中央区 1 丁目 1 番地 |
| 担当部門 | 品質保証部 |
| 担当者（作成者） | 製品太郎 |
| 電話番号 | 045-123-4567 |
| ＦＡＸ番号 | 045-123-4568 |
| 製品コード | COS-0001 |
| 緊急連絡先 | 横浜工場（電話番号　045-123-1234） |
| 整理番号 | TCE-1 |

2. 組成、成分情報

| | |
|---|---|
| 単一製品・混合物の区別 | 単一製品 |
| 化学名 | トリクロロエチレン |
| 別名 | トリクロルエチレン、三塩化エチレン |
| 成分及び含有量 | 99% |
| 化学特性（化学式又は構造式） | $CHCl{=}CCl_2$ |
| 官報公示整理番号（化審法・安衛法） | 2－105 |
| CAS.No. | 79-01-6 |
| 化学物質管理促進法 | 第一種指定化学物質　政令番号　第 211 号 |
| 労働安全衛生法 | 57 条の 2 第 1 項（通知対象物　政令番号第 383 号） |

3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性：　吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は強い麻酔作用がある。

有害性：　蒸気は強い麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を起こしうる。この液体と接触すると、目は刺激され、継続して作用を受けると皮膚も刺激される。急性毒性の結果としては、中枢神経系の一時的障害、しかし永続的障害も起こる。火災の場合は、有害な塩化水素等が発生する[1]。

環境影響：水生生物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。

物理的及び化学的危険性：トリクロロエチレンは、室温では難燃性である。しかし、高温度や高酸素濃度等の特殊な条件の下では引火し、時には爆発する[2]。

主要な徴候：麻酔作用

分類の名称：（分類基準は日本方式）

急性毒性物質、その他の有害性物質

4. 応急措置

吸入した場合：　傷病者を新鮮な空気のところに移し、窮屈な衣服部分は緩めて安楽な状態にし、医師が来るまで身体を冷やしてはならない。呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行なうとともに、医師の診断を受けさせる。

皮膚に付着した場合：付着した身体部位を水で洗浄する。衣服、靴及び靴下等にかかっている時は、直ちに脱がせ、それらを遠ざける。

目に入った場合：　直ちに多量の正常な流水で 15 分間以上洗浄する。そのため、まぶたを指で拡げ、同時に眼球をあらゆる方向に動かす。痛みのため目を擦ることはさせない。そして、なるべく速やかに眼科医の手当を受けさせる。

飲み込んだ場合：　無理に吐かせないで、医師の手当を受けさせる。嘔吐する場合には、少なくとも頭部を横に向ける。意識喪失の危険がある場合には、待機や搬送は安定な側臥位で行なう。

（参考）

# 日米欧のＭＳＤＳ制度の比較

| | 日本（化管法） | 米国（OSHAct） | EU |
|---|---|---|---|
| 目的 | 企業間における化学物質の有害性に関する情報伝達 | 取扱う製品に含まれる化学物質の有害性に関する情報を管理することで労働安全衛生を確保 | 取扱う製品に含まれる化学物質の有害性に関する情報を管理することで労働安全衛生を確保 |
| 所轄官庁 | 経済産業省・環境省 | 労働省 | 企業総局 |
| 根拠法 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法） | 労働安全衛生法（OSHAct）に基づく危険有害性周知基準（The OSHA Hazard Communication Standard） | DPD(Dangeraous Preparations Directive: 1999/45/EC危険な調剤に関する指令)及び、DSD(Dangerous Substances Directive: 67/548/EEC: 危険物質に関する指令）に基づく、SDSD（Safety Data Sheets Directive：2001/58/EC：安全性データシートに関する指令） |
| PRTRとの関連 | 化管法の中でMSDSと共に制定されている | MSDSとは独立した制度 | MSDSとは独立した制度 |
| 対象化学物質 | 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質<br>第一種指定化学物質　３５４物質<br>第二種指定化学物質　８１物質<br>合計４３５物質 | 物理的危険有害性、健康危険有害性のある化学物質及び混合物<br><br>※OSHAct自体には対象化学物質リストの規定はない。 | ＤＳＤもしくはＤＰＤで危険と分類される化学物質又は調剤<br><br>※ＤＳＤの付属書Ｉに危険物質リストあり |
| 対象事業者 | 指定化学物質取扱事業者（MSDSの対象化学物質又は対象製品について他の事業者と取引を行うすべての事業者） | OSHActの対象となる一般産業、造船所、港湾、建築業者の内、有害化学物質に暴露される可能性のある化学物質製造業者、輸入業者、事業者及び労働者 | 製造業者、輸入業者または流通業者を問わず、調剤を上市することについて責任があるいかなる者 |
| MSDSに記載すべき項目 | [記載が義務付けられる事項]<br>①製品名、含有する対象化学物質の名称、政令上の号番号・種類、含有率（有効数字2桁）<br>②ＭＳＤＳを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先<br>③化学物質が漏出した際に必要な措置<br>④取扱上及び保管上の注意<br>⑤物理的・化学的性状<br>⑥安定性・反応性<br>⑦有害性・暴露性<br>⑧廃棄上及び輸送上の注意<br><br>[記載することができる事項]<br>⑨有害性・暴露性の概要<br>⑩応急措置、火災時に必要な措置<br>⑪適用される法令<br>⑫⑨～⑪の他、ＭＳＤＳを提供する事業者が必要と認める事項 | ①ラベルに用いられたアイデンティティ、当該物質を構成する化学名及び一般名<br>②物理的及び化学的性質（蒸気圧、引火点など）<br>③物理的危険有害性の有無<br>④健康危険有害性の有無<br>⑤主要な流通経路<br>⑥OSHA許容曝露限度等<br>⑦潜在的発癌物質かどうか<br>⑧予防措置<br>⑨応急処置<br>⑩管理対策<br>⑪MSDSの作成日付及び最終更新日<br>⑫配布もとの連絡先 | ①物質/調剤および会社/企業のアイデンティティ<br>②組成/成分の情報<br>③危険有害性の特定<br>④応急処置<br>⑤消化措置<br>⑥偶発的放出に対する措置<br>⑦取扱いおよび貯蔵<br>⑧曝露管理/個人保護<br>⑨物理的および化学的性質<br>⑩安定性および反応性<br>⑪毒性学的情報<br>⑫エコロジカルな情報<br>⑬廃棄する際の配慮<br>⑭輸送情報<br>⑮規制情報<br>⑯その他の情報 |
| 対象製品 | 対象化学物質（第一種及び第二種）を一定割合以上（1質量%以上。ただし、特定第一種のみ0.1質量%以上）含有する製品<br><br>ただし、以下製品は例外的に除外される。<br>○取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品<br>○密封された状態で取り扱われる製品<br>○主として一般消費者の生活の用に供される製品<br>○再生資源 | 対象化学物質又はそれらを含む製品<br><br>ただし、以下は例外的に除外される。<br>○固体状の製品、タバコ、化粧品等<br>○a.混合物で1%以下、b.発がん性が認められているものは0.1%以下 | 危険な物質又は危険な調剤<br><br>ただし、以下は例外的に除外される。<br>○人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形での物質の混合物等 |